

平成30年度北海道消費生活審議会
第1回北海道消費生活条例見直し検討部会内容に対する他の委員意見

(意見)

- 条例の規定の仕方がある程度統一的にされたほうが条例を読み解き、遵守する道民にとっては理解がしやすいのではないかと考えます。

- 総務省北海道行政評価局の液化石油ガスの取引適正化に関する調査において、配管、ガス給湯器等の設備設置費用をガス料金に含めているにもかかわらず、液石法第14条において、設備の名称、利用料等を明記していないもの（15事業者中、11事業者）と消費者の関係は、賃貸アパート契約をもってして受忍する契約となってしまいます。事業者への対応自体は北海道経済産業局となり、懇談会などの開催は否定しませんが、事業者の改善効果や歯止めにつながる立ち入り検査の指導又は事案の公表などけん制的な指導の基準を設けられることを要望します。